

# 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

## 第1条

特定非営利活動法人 EPO(以下「この法人」という。)は、障害者が自主自立するための生活支援、就労支援の事業を展開し、地域における障害者の自立生活と社会参加を促進し、安心して暮らせる社会の実現を目指し、児童福祉、障害者福祉、地域福祉、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。そのために、この法人のすべてのスタッフは、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(社会的信用の維持)

## 第2条

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

## 第3条

この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

## 第4条

この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

2 この法人のスタッフは、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

## 第5条

スタッフは、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

## 第6条

この法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせることとする。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、スタッフに対して「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条

スタッフは、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条

この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条

この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規程遵守の確保)

第10条

この法人は、必要があるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年4月24日から施行する